

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別 老人福祉法施行細則の制定

2 背景

被虐待高齢者の保護及び身寄りのない認知症高齢者その他権利擁護を必要とする高齢者に対する援護措置について、現状、当市が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）に基づき老人福祉法に基づく援護措置に関する事務取扱規程（昭和56年佐倉市訓令第2号。以下「事務取扱規程」という。）を適用するのは、契約による入所が困難な場合の施設入所に限られていますが、法においては施設入所に限らず訪問介護等の在宅サービス及び希望する一般家庭等への養護委託が制度上存在するところ、国は近年になり養護委託に関し措置入所対象とならない老人保健施設及び病院への委託も可能と通知し普及を図っており、本市もこれに対応することとします。

しかし、養護委託に係る事項は、本市の事務取扱に係る規定ではなく、市民へ直接影響を及ぼすものであり、規則で定めるべき事項を含むこととなることから、事務取扱規程を廃止し、規則を制定することとします。

3 対応方針

（1）本規則は、事務取扱規程に規定する以下のものに加え、養護委託に係る手続について規定します。

ア 備付書類

イ 措置に係る本市の手続

ウ 措置費の請求

（2）本規則は、令和7年4月1日から施行します。

4 政策内容

援護措置の手続規定を整理することで、権利擁護を必要とする方に本人の意向を確認しながら適切な手段で支援を提供します。